

事務事業調整報告書

協議項目	9 地方税の取扱い(その2)	税務部会									
協議細目	入湯税										
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>入湯税の税率は、2町とも標準税率の1人1日150円を適用していますが、温泉町のみ修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については1人1日80円という税率を設けているため調整が必要となります。</p> <p>温泉町の80円という税率は、温泉地としての特徴ともいえますが、近隣の温泉地においても例がなく、又負担公平の原則の観点から、合併後は特例を設けずに標準税率のみとすることが適当と思われます。</p> <p>納期については、2町で差異がないため現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 入湯税については、合併時に統一する。税率は、1人1日150円とする。</p> <p>3. 事務事業現況比較表(入湯税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浜坂町</th> <th>温泉町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>1人1日 150円</td> <td>1人1日 150円 修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については80円</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>毎月15日までに前月分を申告納付</td> <td>毎月15日までに前月分を申告納付</td> </tr> </tbody> </table>			項目	浜坂町	温泉町	税率	1人1日 150円	1人1日 150円 修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については80円	納期	毎月15日までに前月分を申告納付	毎月15日までに前月分を申告納付
項目	浜坂町	温泉町									
税率	1人1日 150円	1人1日 150円 修学旅行等の学生、生徒で10人以上の入湯客については80円									
納期	毎月15日までに前月分を申告納付	毎月15日までに前月分を申告納付									

参考資料

地方税の取扱いに関する法令

【地方税法(抜粋)】

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。